律令制収取の特質とその歴史的前提

| 一諸国の産物からの考察律令制収取の特質とその歴史的前提

櫛木謙周

はじめに

ま前記の課題に迫るための手がかりを得たい。 は令制下の収取の特質やその歴史的前提については、財政史的見地 をいという問題がある。しかし、そのことに留意しつつも、収取のあ の方全体を視野に入れてその構造的特質を解明することから、少しで ないという問題がある。しかし、そのことに留意しつつも、収取のあ ないという問題がある。しかし、そのことに留意しつつも、収取のあ ないという問題がある。しかし、そのことに留意しつつも、収取のあ り方全体を視野に入れてその構造的特質を解明することから、少しで も前記の課題に迫るための手がかりを得たい。

その歴史的前提にまで遡り、これまで出されてきた見解に留意していてはなく、歴史的な収取関係によって創り出される側面を重視したい。所出の国(ないし郡)との関係について注意をはらう。その際、特に所出の国(ないし郡)との関係について注意をはらう。その際、特にではなく、歴史的な収取関係によって創り出される側面を重視したい。その上で、それがどのような収取の構造的特質に根ざすものであるか、その上で、それがどのような収取の構造的特質に根ざすもの形で中央分析して問題点を抽出する。主たる分析対象を、調庸などの形で中央分析して問題点を抽出する。主たる分析対象を、調庸などの形で中央分析して問題点を対している。

せて律令制下の産業政策・産業構造を考える手だてとしたい。る記事について分析を加え、その意義を考察して、上記の論点とあわくつかの論点を整理して提示する。ついで、調庸等の品目が変更され

収取物品と所出国

(一) 繊維製品

材としうるからである。 材としうるからである。 材としうるからである。 材としうるからである。 があわせて他の文献史料も参照することによって、価格に表れない特徴 のな性格についても考えてみたい。価格に注目するのは、その物品が 中央でどのように評価されていたか、その一端を知ることができ、ひ 中央でどのように評価されていたか、その一端を知ることができ、ひ 中央でどのように評価されていたか、その一端を知ることができ、ひ 中央でどのように評価されていたか、その一端を知ることができ、ひ 中央でどのように評価されていたか、その一端を知ることができ、ひ 中央でどのように評価されていたか、その一端を知ることができ、ひ

は疋、綿は屯あたりの価格)があるものはそれを用い、総額記載し以下、データを提示するにあたって、単価記載(布は端、絁・絹

する場合は、貨幣価値・物価の変動を勘案して、同時期性に配慮したかないものは、計算によって出した単価を()内に記す。価格を比較

(1)布と絁・絹

行

延喜主計式(上)に調として布を挙げる国は、伊賀・遠江・相模・武蔵・安房・上総・下総・常陸・飛驒(浮浪人のみ)・信濃・上野・下野・陸奥・出羽・越中(浮浪人のみ)・越後・佐渡・播磨・筑前・肥後・豊後・日向・大隅・薩摩、庸として布を出常陸・飛驒・信濃・上野・下野・陸奥・出羽・越後・佐渡・播磨・筑前・肥後・豊後・日向・大隅である。調と庸とで若干の出入りがあるが、西国は西海道を除くとごく限られており、東国に集中することは以前からよく知られている。

さらに東国の特徴として指摘できるのは、布の種類の豊富さである。 さらに東国の特徴として指摘できるのは、布の種類の豊富さである。 まず、天平宝字二年(七五八)の資料として、上総細布のデータ が記されている特別の布として、上総では九種類、安房・上野で四種 類、武蔵・下総・下野で三種類が指定されている。これをみればわか るように、上総国の調布の種類がとびぬけて豊富である。これは上総 産の布価格にも反映している。以下、年次を追ってみていきたい。 まず、天平宝字二年(七五八)の資料として、上総細布のデータ が注目される。

年〕一四巻二〇一頁。以下、同書は巻数・頁数のみ記す)天平宝字二年一〇月「東大寺写経所間銭下帳」(『大日本古文書』〔編

上総細布:三端=一〇八〇文(一端=三六〇文)

これに対して、同時期の一般の布については次の資料がある。

・同年九月「坤宮官布施充当文」(一四―五四)

布:二六〇文

同年九月・一〇月「後金剛般若経料銭下充帳」(一四―三・一一)

布:二七〇文(九月)

布:二端=五〇〇文(一端=二五〇文)(一〇月)

これらを比較すると、上総細布の高価なことが際だっている。

次に、天平宝字四・五年の資料をみてみよう。

(天平宝字四年)「造金堂所解案」(二五―三一七)

望陀 (調布):四〇〇文

常陸 (調布):三一〇文

相模(調)貲(布):二七〇文

陸奥(調布): 二七〇文

これらを同時期の国名を付さない布と比較してみると、

同上文書 (一六一三〇〇)

調布:二四〇文

同年四月「写経所解案」(一四—三三八)

布:四端=一〇〇〇文(一端=二五〇文)

も高価である。但し、それらが売価であることを考慮すべきであるが、これらによれば、前記の産地を記す調布の方が、一般的な調布より

律令制収取の特質とその歴史的前提

の価格は比較的高い。

・(天平宝字五年)「写経所解案」(一五―一三四・一三五) 望また、天平宝字五年の写経所の文書と推定されているものには、

細布:三六〇文

調布:二八〇文

と推定される。 布の産地としてみえるのは上総・安房であるので、それらの国のものを記さないが、管見の限りでは、九世紀までの国名がわかる史料で細とあり、調布に比して細布の高価な点が顕著である。この細布は国名

天平宝字六年の資料では、

同年一二月・閏一二月「奉写二部大般若経銭用帳」(一六―九三・

九四)

調布:四五〇文

細布:五五〇文(五六〇文?)

とあり、やはり細布の価格の高さが目立つ。

質の布を出す産地としてあったことを示していよう。に述べたように、主計式で出す布の種類の多さとも関係し、当地が上び安房国)の細布や望陀布の評価が高かったことがわかる。これは先るが、その価格によってみる限りでは、同じ東国の布でも、上総国(及以上みてきた資料が一般的な動向を反映しているかどうか不安が残

布、中位なのは調布・調庸布・庸布、粗なのは交易布・商布であり、なお、布目順郎によれば、布で織り目の細密なのは、調細布、調貲

粗なのは伊豆・武蔵であるという。細密なものが価格に反映してい駿河(但し常陸・上野・信濃のものにはきわめて粗いものもある)、のがある)、中位なのは下総・常陸・信濃・相模・上野・下野・佐渡・国別では、細密なのは上総・安房(但し上総のものには比較的粗いも

○絁・絹

ると言える。

によると考えられるという。いては遠国よりも蚕品種ならびに栽桑・育蚕技術が進歩していること 畿内に近い国々の値は丹後を除けば比較的大きい。これは、近国にお ともに小さいのに対して、近江・紀伊・播磨・丹後・阿波・讃岐など 離れた、常陸・上野・伊予・土佐・甲斐・伊豆などは、伊豆を除いて 布目順郎によれば、 絹繊維の断面完全度・断面積は、畿内から遠く

が知られる。 。 くと、正倉院文書で産地を記すものとしては、次のように参河のもの まず、一般の絁に先だって、高級品と考えられる白絁についてみてお 次に、先の布の例にならって奈良時代の価格資料を分析してみたい。

参河白絁:七五〇文天平宝字二年九月「坤宮官布施充当文」(一四—五四天平宝字二年九月「坤宮官布施充当文」(一四—五四

(天平宝字四年)「造金堂所解案」(二五—三〇九

三川白絁:七三〇文・七五〇文・八〇〇文

のと比べると高価である。このような白絁は、延喜内蔵式の諸国年料 これらは売価であるが、後にみる一般の絁がほぼ六○○文台である

供進物に、

絁八百五十疋

調二百疋〈白一百疋、参河国所」進、色一百疋、近江国所」進〉

視されていたことがわかる。 とあって、参河国のものが特に挙げられて供御物とされており、特別

般の絁・絹の史料で、産地名を記すものとして、天平宝字二年の

資料としては

天平宝字二年一〇月「東大寺写経所間銭下帳」(一四一二〇一)

近江絁:六五〇文

(同年)「布施可給経師等注文」(一四—一八五)

美濃絁:六〇〇文

などがある。

天平宝字四・五年の資料としては

(天平宝字四年)「造金堂所解案」(二五—三〇九、三一〇)

安芸絁:六六〇文

讃岐絁:六六〇文

丹波絁:六八○文・七○○文

但馬絁:六六九文・六七〇文

因幡絁:六一四文・六一五文

遠江絁:六四六文

越前絁:六三五文

備中絁:六三〇文

下野絁:六二〇文

美濃絁:六五五文

常陸絁:六三〇文

備中長絹:八〇〇文

(天平宝字五年)「写経所解案」(一五—一三四)

東絁:七六〇文

があり、これらは売価である。

宝亀期の資料では

律令制収取の特質とその歴史的前提

・宝亀三年(七七二)一一月「上馬養買絁注文」(二〇―三三四・三

東絁:九五○文・九七○文・一○○○文(平均九六七文)

三五.

があり、産地名を記さないものとして、

·宝亀三年八月「奉写一切経所解案」(六—三七九)

絁:八〇〇文・九〇〇文 (平均八六七文)

がある。

他国のものや国名を記さないものよりも高価である。織って、絹ではなく絁を出すのであるが、このデータによる限りでは、ように、絁の輪納については東国は後発的であり、延喜式でも麁糸を上記のデータをみれば、東絁が高価なことが知られる。先に述べた

東絁は、『続日本紀』天平一四年(七四二)正月癸丑条・宝亀一〇年五月丙寅条では渤海大使に対して賜っている。延喜式では、大蔵式に蕃客来朝時の交関の価物として調綿や銭とともにみえ、主税式(下)には、正税帳書式の年料交易雑物の項に挙げられており、東西市式には、正税帳書式の年料交易雑物の項に挙げられており、東西市式にことから考えれば、東絁は絹に対しても独自の価値を有しており、広く流通していた東国の産物として有名であったようである。 く流通していた東国の産物として有名であったようである。

る。

現格によるか明らかでない。因に備中絶は一般的な価格レベルであぬかったが、他の絁よりも高価である。これは絹と絁の差によるか、なかったが、他の絁よりも高価である。これは絹と絁の差によるか、絹については、産地を示す価格資料が管見の限りでは備中長絹しか

氏族に従属したと推定している。
の一部は倭漢氏に従属し、以外はその土地土地において別々の伴造 これと別の幅員の小さな絹・絁が採用され、その幅は前記のように養 始められたのかもしれないとする。因に長幡部は帰化系の集団であり 陸国風土記』にみえるように、古くは長幡部の当国への移住とともに 世に至るまで古い規格のままで存続した。その起源は、次に記す『常 幅の狭絁に統一されたが(『続日本紀』)、美濃の広絁(絹) 老三年に一尺九寸と確定し、天平元年(七二九)三月二三日にはその された頃、またはそれ以前に広さ二尺五寸の絹・絁が存在し、その後 五尺六寸、広さ二尺五寸とみえる。早川庄八によれば、大宝令の施行 は美濃国の調に「広絁」があり、規格の規定では「広絹」が長さ四丈 格になったが(『続日本紀』)、これとは別に延喜主計式の国別規定に 二三日に一匹の長さが六丈、広さが一尺九寸とされ、他の絁と同一規 の輸納量が少ないので、上記史料に記されたものとは別に高級品 言えないが、賦役令の規定にみえる「美濃絁」は一般の絁よりも一丁 あったことが知られている。「美濃狭絁」は養老三年(七一九) 在した可能性がある。また、美濃絁には、 上記のデータによれば、 美濃の絁の価格は、 狭絁とは区別される広絁 他と比較して高価とは のみは後 五月 『が存

遠祖多弖命、避」自,|三野」、遷||于久慈」、造「立機殿」、初織之、之峰「、至」|三野国引津根之丘「、後及」美麻貴天皇之世」、長幡部為」織」|御服「、従而降之神、名綺日女命、本自」|筑紫国日向二折郡東七里、太田郷、長幡部之社、古老曰、珠売美万命、自」天降時、早川の言う『常陸国風土記』久慈郡の伝承は、次のとおりである。

兵丙刃、不、得、「裁断、、今毎、年、別為、「神調、献納之、織、絁時、、輙為、「人見、、閇、「屋扇、、闇内而織、因名、「烏織、、丁其所、織服、自成、「衣裳、、更無、「裁縫、、謂、「之内幡、、或曰、当、「

ていることにも注意しておきたい。 これによれば、本来この織物の起源は降臨した神による「御服」の になる。そして、布が優勢な東国にあって、他から伝播してきた 方な御服としての用途をもっていた絁の技術が遠く東国に伝えられた ことになる。そして、布が優勢な東国にあって、他から伝播してきた がでまづく絹(絁)織物が、在地の「神調」と結びつけて語られ でいることにも注意しておきたい。

術によって成り立っていたことが語られていることに反映されている術によって成り立っていたことが語られていることに反映されていると思われる。その場合、布はその伝統的な生産地として、無では新興の生産地として重視されていたようである。そしていずれた。まれらは、いずれも東日本の繊維製品に対する中央の関心が反映していると思われる。その場合、布はその伝統的な生産地として、禁濃絁・長幡部絁が他からの移住者によって伝えられた優秀な技で、美濃絁・長幡部絁が他からの移住者によって伝えられた優秀な力によって成り立っていたことが語られていることに反映されている、産地名を記すものを中心に考察を加以上、布と絁(絹)について、産地名を記すものを中心に考察を加以上、布と絁(絹)について、産地名を記すものを中心に考察を加以上、布と絁(絹)について、産地名を記すものを中心に考察を加

とみられる。布の伝播については後述するが、絁よりは相対的に古い

段階が想定できる

此や技術の伝わる房総の先進地帯であることにも注意している。 に貢上していたツキの伝統を受け継ぐことから説明した。宮原武夫はそれをさらに発展させ、これらの品質のよさを指摘するとともに、両者が同時に揃って使用されるのは、大嘗祭の祭具と唐皇帝への贈り物であることに注目し、前者は美濃国造や馬来田国造の御調貢進を前として成立したとする。また、望陀布を生み出した地域が新しい文提として成立したとする。また、望陀布を生み出した地域が新しい文提として成立したとする。また、望陀布を生み出した地域が新しい文提として成立したとする。また、望陀布を生み出した地域が新しい文提として成立したとする。また、望陀布を生み出した地域が新しい文化や技術の伝わる房総の先進地帯であることにも注意している。

摘し、 進するようになったのは『続日本紀』 定する。これらの説に対して、安房国(上総国) ら神衣を製作する高度な技術が麻績氏の技術者とともに伝わったと推 安房神社の祭祀の歴史的前提が記されているものとし、 制以前に遡り、安房神社への神衣の奉納も行われていたという。そし の氏族に麻績氏の同族である若麻績部や神麻部がみえ、 国家的位置づけがみられるという。また、亀谷弘明によれば、 移して麻・穀を植えたことなどを記す『古語拾遺』の伝承に注目して、 て『古語拾遺』 上質な麻布の貢進を通じての総国・安房と中央との深い結びつきを指 豊富である。佐藤信は、南海道の阿波の忌部(斎部)を東国の総国に 方、上総国から分離した安房国も調として出す布の種類が比 細布と鰒(後述)の重層的な貢進に、古代安房国に課せられた の伝承は単なる作り話ではなく、 和銅七年二月庚寅条に記す措置 安房国の調布貢進や が細布を中央に貢 布生産は律令 伊勢か大和 安房

活かしたものと考えられる(後述二、④参照)。り、細布の生産自体はこれ以前から行われており、従来からの産物をの申請によって負担を軽くするために細布の輸納を認めたものであによるもので、これ以後とする考え方があるが、当条は上総国から

これまでふれてきた先行研究を参照すれば、律令制的貢納制の前提として国造制と部民制の両方が考えられるが、遠隔地への技術伝播にとして国造制と部民制の両方が考えられるが、遠隔地への技術伝播にとして国造制と部民制の両方が考えられるが、遠隔地への技術伝播にといては伴造―部制が果たした役割を考慮する必要がある。例えば、展幡部連を表情ができる。そしてその伝播にあたって、繊維製品が神祭に見が分かれるが、もし忌部ないしは若麻績部、神麻績部などが関係し見が分かれるが、もし忌部ないしは若麻績部、神麻績部などが関係し見が分かれるが、もし忌部ないしは若麻績部、神麻績部などが関係し見が分かれるが、もし忌部ないしは若麻績部、神麻績部などが関係し見が分かれるが、もし忌部ないしは若麻績部、神麻績部などが関係し見が分かれるが、もし忌部ないしは若麻績部、遠隔地への技術伝播にとしているという宗教的性格が介在している場合があることも注意しておきたい。

(2) 綿

されていることが注目される。 は石見綿があるが、石見国は主計式によれば調・庸の全部が綿で規定して京進された。また、延喜式などで産地を付して呼ばれる綿にように、大宰府管内諸国から出された綿は大宰府で使用されるほか、よいでいては、大宰府管内、石見、越中に特徴がみられる。周知の

布目順郎によれば、(白) 牒綿・(白) 細屯綿は上質の綿で、越中国 は質の軟水で、しかも鉄分が少なく、精練・漂白に適していたことに がこれらの綿を生産できたのは、越中の河川や地下水が全国的にみて

次に価格資料に目を転じれば、まず石見の調綿については、次の資殊な貢進のあり方を示す石見・大宰府の白綿に関する規定がある。見各五百屯、大宰一千屯〉」とみえ、越中に加えて、前記のように特なお、延喜式では、内蔵式に季料として、「白綿二千屯〈越中・石

・天平宝字二年九月「坤宮官布施充当文」(一四―五四

料がある

石見調綿:七〇文3

はいずれも売価として設定された価格である。 なお、同文書には、庸綿六五文という値も記されているが、これら

大宰管内の調綿としては

(天平宝字四年) 「造金堂所解案」(二五―三一五)

筑紫調 (綿):六七文

綿の例が知られる。の資料がある。その他の国の綿の価格としては、次のような庸綿・商

同上文書

因幡庸 (綿):六六文

因幡商(綿):五〇文

但馬庸 (綿):六五文

これらは、同じく売価であるが、庸綿は調綿よりも一屯の重量が重

いことなどを考慮すべきであろう。

因に、産地を記さないものとしては、

同上文書(一六―三〇〇)

調綿:五七文

があり、この調綿の価格はやや安価であるが、購入価格である。

の調綿より割高であったかもしれない。り少なく設定された高級品であったと考えられ、同一重量では一般市場」(延喜主計式上)とすれば、一屯の重さが一般の調綿の四両よは判断が難しいが、「小屯」とあるのを、一屯=三両一分二銖の「細は判断が難しいが、「小屯」とあるのを、一屯=三両一分二銖の「細い調綿の同時期の価格レベルの高低

やや高価であった可能性が指摘できる。宰管内(筑紫)、石見、越中などについて、史料に現れた限りでは、料に恵まれないので確言はできないが、貢納の特殊なあり方を示す大以上より、正倉院文書に残る価格資料では、同時期で比較できる資

もしれない。そのような広く流通する普通の品とは別に、布では上総 指定される際に国家によって上から意図的に設定された面があったか 境的な条件、及び歴史的条件に規定されたものであろうが、 称すべき体制がとられていたことが知られる。それは地理的・自然環 時代以来輸出品として重視されたからこそ、それに貨幣的機能が付着 済圏」、西海道・日本海沿岸は「綿経済圏」とする。後者は綿が弥生 幣を示すという三上喜孝の考え方を参照して、東国・畿内は「布経 れている。すなわち、吉川真司によれば、 は上記の越中・石見をはじめとして、西海道・日本海沿岸諸国の輸納 品としての特色がみられ、これは現物貨幣の地域性と関係して考えら これを先の布の考察と合わせて考えれば、 最後に綿のもつ貨幣的機能にふれておきたい。全国的にみれば、 それに伴って「綿経済圏」が形作られたと考えられている。 庸の品目は各地域の現物貨 布や綿は地域的分業とも 庸として 綿

安房、綿では越中など、高級品を産出する地域が特に指定されており

賜品などに用いられる場合がある点でも共通性が見出される。様である。これらのなかには、神への供物や天皇の供御物、朝廷の下調として収取された美濃(広)絁・絹、長幡部絁、参河白絁なども同れる。普通の品とは別に高級品が特定の国を指定して出されるのは、二重構造がとられた点が律令国家の収取構造を考える上で重要と思わ

(1一) 海産物

とにしたい。とにしたい。とにしたい。とにしたい。とにしたい。とにしたいが高い方点で、前節で取り上げた繊維製品と対比しうる。そこで次れるという点で、前節で取り上げた繊維製品と対比しうる。そこで次れるという点で、前節で取り上げた繊維製品と対比しうる。そこで次れるという点で、前節で取り上げた繊維製品と対比しうる。そこで次れるという点で、前節で取り上げた繊維製品と対比しうる。そこで次れるというに、これがの場合には、延喜式にみえる各祭を通じて水産神饌として基とにしたい。

(1)

御膳神料) 神祭・平野夏祭雑給料)、 物に挙げられているほか、 ての利用範囲の広さを示している。地(域)名を冠する鰒としては、 保存方法などによる名称が非常に多様であることは、その食料品とし て海女・海夫(海士)による漁業が行われている地域と重なり、 (鮑・鮑) 志摩国御厨鮮鰒 東鰒、 は、 隠岐鰒が多数みえ、耽羅鰒が主計式(上)の輸納 潜水漁法による採取が行われ、のちの時代も含め 安房雑鰒 佐渡鰒 (内膳司諸国貢進御贄)、 (践祚大嘗祭神御雑物、 (内膳司供御月料)、 出雲鰒・長門鰒 嶋鰒(大膳職 大膳職園韓 加工:

釈奠祭別供料)などがある。日節料)、土佐国腸漬小鰒(内膳司毎年交易進上物)、筑紫鰒(大膳職日節料)、土佐国腸漬小鰒(内膳司毎年交易進上物)、筑紫鰒(大膳職

もち、 される。 部分は安房の鰒)と「隠岐鰒」が頻出するが、これは神に東と西の鰒 する海産物収取体制が作り上げられた。延喜式の神饌には「東鰒」(大 採取・加工・貢進が行われたのである。膳氏は東海から東国に勢力を る阿曇部の分布が知られる。これら膳氏、 海部や海部がみえ、全国の海部を統括する阿曇(安曇)氏の部民であ しているが、これは膳氏に統率された部民である。一方の隠岐には凡 という。すなわち、安房には大伴部が比較的多く、特に安房郡に集中 に及ぶ広範囲に力を及ぼし、大和政権下においてこれら両氏を伴造と ては、東国では安房、西国では隠岐が他を圧している。狩野久によれ 贄として輸納される規定がある一方、木簡にみえる調鰒の輸納国とし 延喜式では、一々の輸納国は省略するが、鰒が調・庸・中男作物 鰒の製法に差異があり、それは生産者集団の違いを反映している 阿曇氏は九州から瀬戸内、日本海、 さらには紀伊半島から参河 阿曇氏の領導のもとで鰒の

伴部、 承を有する膳 だけで朝廷の年間消費量の三分の二を超えることを指摘し、 る。 宮原武夫も、 また、 隠岐の海部・阿曇部の分布などから、(膳) 膳 (高橋) 東鰒(安房の鰒の消費・支出段階での呼称)と隠岐鰒 (高橋)・阿曇氏が行う御膳の調理は、 氏と、 海部を管掌する阿曇氏の関与を想定して 大伴部を賜った伝 単なる食事で 安房の大

儀式でもあったと評価する。 はなく、国土の領域・領海に対する天皇の支配権を神の前で確認する

らない収取の一般的構造を考える上で重要な示唆を与えてくれる。 の収取が、膳(高橋)氏―(膳)大伴部、阿曇氏―海部という、令制 の収取が、膳(高橋)氏―(膳)大伴部、阿曇氏―海部という、令制 ので業を中央に取り込むにあたって、地域的な信仰を中央に取り入れ の産業を中央に取り込むにあたって、地域的な信仰を中央に取り入れ の産業を中央に取り込むにあたって、地域的な信仰を中央に取り入れ ることを媒介として進められるというあり方が想定でき、鰒のみに限 の収取が、膳(高橋)氏―(膳)大伴部、阿曇氏―海部という、令制 として、安 には、地域 の収取が、膳(高橋)氏―(膳)大伴部、阿曇氏―海部という、令制 の収取が、膳(高橋)氏―(膳)大伴部、阿曇氏―海部という、令制

可能性がある。

接現地を支配運営したのではなく、国司の支配と国衙の機構によっていることが注目される。志摩国については、弘仁主税式・延喜主税ていることが注目される。志摩国については、弘仁主税式・延喜主税で、上)では伊勢国(天平六年「尾張国正税帳」首部記載にみられる式(上)では伊勢国(天平六年「尾張国正税帳」首部記載にみられる式(上)では伊勢国(天平六年「尾張国正税帳」首部記載にみられる式(上)では伊勢国(天平六年「尾張国正税帳」首部記載にみられる式(上)では伊勢国(天平六年「尾張国正税帳」首部記載にみられる式(上)では伊勢国(天平六年「尾張国正税帳」首部記載にみられる式(上)では伊勢国(天平六年「尾張国正税帳」首部記載にみられる式(上)では伊勢国(天平六年「尾張国正税帳」首部記載にみられる式(上)では伊勢国(天平六年「尾張国正税帳」首部記載にみられる式(上)では伊勢国(大平六年)の正税を財源されば、志摩国の潜女の機構によってを入いる。これには、京都を上回り、国庫に貯蔵された籾穀の六割に達するという。これに、上、「本」といる。

れている。おり、それは志摩国造の贄貢進の伝統の上に成り立っていたと考えらおり、それは志摩国造の贄貢進の伝統の上に成り立っていたと考えら

紀伊国造・阿波(栗)国造のもとでの編成のあり方を受け継いでいるとされ、国衙のもとで編成されたものであるが、前記志摩国と同様、出して鰒などを採らせることが記されている。これは「国所」造備」」によれば、潜女に正税から食料を支給し、幣帛や潜女の所用物等も支一方、紀伊国・阿波国については、『儀式』巻四践祚大嘗祭儀(下)

提として留意しておきたい。
るが、先に指摘した伴造―部による収取とともに、律令制的収取の前潜女を直接編成して鰒をはじめとする魚介類を採取する方式が知られ以上のように、志摩・紀伊・阿波など、都に比較的近い臨海国では、

(2)堅魚と塩

○堅魚

律令制収取の特質とその歴史的前提

国の調」の一種として貢納されたと推定する。堅魚貢進が行われており、安閑二年紀にみえる稚贄屯倉を経由して「東

た君臣関係の儀礼性から、少量好味の贄も必要とされたという。 (荒) 堅魚として、また煮堅魚、堅魚煮(汁)の形で貢納される。仁と伊豆国分立との間に密接な関係をみ、堝形土器の使用を強制するような強力な技術指導を想定する。その背景として、律令祭祀成立に伴う班幣制度や官人給食体制の整備により、保存がきく堅魚加工品に伴う班幣制度や官人給食体制の整備により、保存がきく堅魚加工品に伴う班幣制度や官人給食体制の整備により、保存がきく堅魚加工品に伴う班幣制度や官人給食体制の整備により、保存がきく堅魚または麁

て考える必要がある。

て考える必要がある。

このように、伊豆(及び駿河)の堅魚の貢進の歴史的前提として、活のように、伊豆(及び駿河)の堅魚の貢進の歴史的前提として、このように、伊豆(及び駿河)の堅魚の貢進の歴史的前提として、

○塩

するものとしては「生地塩」(尾張)、「淡路塩」、「紀伊塩」等があるが、多くの沿海諸国からの貢納物として規定されている。産地の地名を冠芸・周防・紀伊・淡路・讃岐・伊予・筑前・肥前・肥後・薩摩など、主計式では、伊勢・尾張・参河・若狭・播磨・備前・備中・備後・安塩は米とともに人間の活動に不可欠な基盤をなす物資であり、延喜

讃岐などが比較的多くみつかっているが、若狭が群を抜いて多いこと器などから知られている。木簡では、尾張・備前・周防・紀伊・淡路・上記以外の国でも製塩が行われていたことは、他の文献史料や製塩土

は周知のとおりである。

都へ塩を供給するようになったと考えられている。式製塩土器が政治的強制によって導入されて広範に製塩を展開して宮 代旧事本紀』 ある。そのような歴史的前提を有する地域において、大型化した船岡 にミヤケが設置されて中央の官僚制的支配を受けるようになったので は食膳のものを調達する地域として大和朝廷と結びつきを強め、 族が中央の伴造氏族膳臣と擬制的な同族関係をもつことによって若狭 の豪族との同族関係を形成したと推定されている。つまり遠敷郡の豪 命とされているが、この記事に注目して、膳氏は若狭へ進出しその地 六年中行事・新嘗祭所引)では、「和 命の子孫等の「遠世の国家とせよと定めて授け賜いてき」とされ、『先 『研究が重要である。すなわち、『高橋氏文』逸文(『政事要略』巻三 この若狭国の塩生産の歴史的前提とその後の展開については狩野久 国造本紀では若狭国造の祖は膳臣の祖佐白米命の児荒礪 加 佐の国」(若狭国) は六鴈 さら

る。その遺跡は、五~六世紀の浜禰遺跡のような、製塩を兼ね行ってた前塩用の鉄釜の影響を受けて成立したのではないかと推測されてい形を見出すことができない独自のもので、一部の地域で使用されてい形を見出すことができない独自のもので、一部の地域で使用されていたがを見出すことができない独自のもので、一部の地域で使用されていたが、ま狭の船岡式製塩土器は七世紀末~八世紀を中心として、それを出着狭の船岡式製塩土器は七世紀末~八世紀を中心として、それを出

される。
される。
は全く性格を異にする、専業化した大製塩場であると

課したと推定する。 龍野和己は、その船岡式の段階より遡って、製塩土器の画一化と量 は野和己は、その船岡式の段階より遡って、製塩土器の画一化と量 は野和己は、その船岡式の段階より遡って、製塩土器の画一化と量

明らかになっている。 に影響が及び、大型製塩土器による量産体制がとられるに至る過程が史的前提とし、その後律令国家の形成・成立に伴って在地の生産体制立のように、若狭国の製塩については若狭国造とミヤケの設置を歴

以上、堅魚と塩は同じ海産物とはいえ、その採取・加工のあり方は以上、堅魚と塩は同じ海産物とはいえ、その採取・加工のあり方は以上、堅魚と塩は同じ海産物とはいえ、その採取・加工のあり方は以上、堅魚と塩は同じ海産物とはいえ、その採取・加工のあり方はのよう。とによって収取が成り立つ側面もあることに注意すべきであろう。

(三)律令制収取の諸前提―小括―

されたかについて論じてみたい。的な視点からふりかえり、律令国家の収取体制がどのようにして構築的な視点からふりかえり、律令国家の収取体制がどのようにして構築圏との関係を中心にみてきたが、「国」という枠組み(それには郡衙国との関係を中心にみてきたが、「国」という枠組み(それには郡衙国との関係を中心にみてきたが、「国」という枠組み(それには郡衙国との関係を中心について、中央に貢納された物品と所出

(1)律令制以前との関係

なる呼称を付すものに注目してみたい。「越白綿」は先にふれた平城 にも多数あるが、それが古く遡るかどうかわからないものが多い。そ 古く遡るとは限らないが、箭の貢進に関しては、諸国貢献物条義解に 三七三)、筑紫多々毛筆(一三—二七三)がみえる。これらがすべて 箭」が記されているほか 天平勝宝八歳(七五六)の「東大寺献物帳」に各種の「筑紫加理麻多 また『万葉集』に「吉備の酒」が詠われ(巻四―五五四)、薬料とし 宮木簡にみえ、吉備醅は、賦役令諸国貢献物条義解に例示されており のなかにあって、「越」「吉備」「筑紫」など、律令制下の国名とは異 ものとする大津透の説を先に紹介した。国名を称する産物はこのほか に調として規定されていることについて、国造制下の貢納を受け継ぐ 前に遡ると推測されている。 て有名であった。筑紫については、物価のところでふれた調綿のほか、 「胸形箭」が挙げられており、 望陀布のように、国あるいは郡の名を称する産物が賦役令 (四―一五○)、筑紫薄紙 (九―六七・三四三・ このことは献物帳にみえる「阿蘇胡禄 地名の古い表記法などから考えて令制

摘されており、なかには国造制下に源流が求められるものがあるかも特徴ある地域名を冠する貢進物には、古く遡る可能性のあるものが指(籐)」など郡名を称するものも同様と考えられる。以上のように、

る。しかしこれらは二者択一ではなく、両者が重層的に存在するとを考えるのではなく、伴造―部の関係を基軸に据えて捉える見解もあて国造の役割が注目されるが、律令調制の前提として国造による貢進このように、中央との関係で地方からの貢納の中核をなすものとし

ていたのである。

ころに重要な本質があると考えられる。

ことが指摘されていることにも認められる。 国造下の絹織物の生産技術が長幡部という部民制を媒介として常陸国 国造下の絹織物の生産技術が長幡部という部民制を媒介として常陸国 大いは大和・伊勢の麻績氏による布生産が上総(安房)に導入された は、単独のは、美濃維と長幡部維の関係についてみたように、美濃

以上、繊維製品・海産物を通じて、国造制と伴造―部制がともに律

述べてきたような在地の産業が中央と結びつけられる構造が形成されている。このようなイデオロギー的な回路も含みこんで、これまでの鰒・堅魚・塩が神饌の基本物品であったことなどにその一端が表れの鰒・堅魚・塩が神饌の基本物品であったことなどにその一端が表れのり、 このようなイデオロギー的な回路も含みこんで、これまでいる。このようなイデオロギー的な回路も含みこんで、これまでを調制の前提として存在することを指摘したが、それらの物品が共通

ら、造船における船木部の役割についてふれておきたい。これまで述べてきた視点との関係を窺えるものとして、やや唐突ながどうであろうか。このことについて全般的に考察する準備はないが、それでは、繊維製品・海産物という中央に貢納される物品以外では

『承徳本古謡集』の気比神楽歌に、

らむ 御子たちに 仕へまつらむ おけ(日本古典文学大系『古我が船は 能登の早船 鳥なれは 御坂こえて 大君に仕へまつ

代歌謡集』神楽歌九六)

神楽歌を分析して、ヤマト王権の御食神を祀る気比神社の祭祀を行い、木部による造船について論じ、能登国造による国造軍の編成に用いら常が、国造制下の産業技術の伝播に関わっていたとすれば、地域の産部が、国造制下の産業技術の伝播に関わっていたとすれば、地域の産部が、国造制と伴造―部制との重なりという点で、本稿で述べたとあるが、笹川尚紀は、「能登の早船」にふれて、能登の船木氏・船とあるが、笹川尚紀は、「能登の早船」にふれて、能登の船木氏・船

域の産業が祭祀・儀礼とも関わりつつ中央との関係が形成されるとい

うあり方を考察する上で重要であろう。

のではないかという見通しを述べておきたい。 模での東西分業体制とでもいうべきものが令制以前に形成されていたに追究すべき課題であるが、最後に、その構造的特質として、列島規ぶ構造において、国造制や伴造―部制が果たした役割はさらに多面的このように収取関係という側面だけでなく、在地の産業と中央を結

帝和は、先に鰒の貢進についてみたように、西国の隠岐の鰒が阿曇氏―海部、東国の安房の鰒が膳氏―膳大伴部という形で、列島の東西に述べたような全国規模での技術伝播において伴造―部制が果たしたに述べたような全国規模での技術伝播において伴造―部制が果たしたに述べたような全国規模での技術伝播において伴造―部制が果たしたと結びついた国造制下の産業が王権のもとで統合される上で、伴造―と結びついた国造制下の産業が王権のもとで統合される上で、伴造―と結びついた国造制下の産業が王権のもとで統合される上で、伴造―と結びついた国造制下の産業が王権のもとで統合される上で、伴造―と結びついた国造制下の産業が王権のもとで統合される上で、伴造―と結びついた国造制下の産業が正権のもとで統合される上で、伴造―と結びついた国造制下の産業が正権のもとで統合される上で、伴造―と結びついた国造制下の産業が正権のもとで統合される上で、伴造―と結びついた国造制下の産業が正権のもとで統合される上で、伴造―とおびついた国造制下の産業が正体のもとで統合される上で、伴造―とおびついた国造制下の産業が正体のもとで統合される。

物貨幣的性格が特に強い庸は仕丁などの労働力への給付物とされた律令制以前からの伝統を受け継いでいる可能性があることである。現現物貨幣における東国の布と日本海沿岸・西海道の綿というあり方も、このこととの関係でふれておかなければならないのは、先に述べた

島規模での地域的分業体制を考える場合に参考になる。とれない。もしそうであるとすれば、これも伴造―部制下における列いるのも、律令制下の給与形態に即して決められたと思われるが、あるいは伝統的な布・綿の東西分業体制のバランスも考慮されたのかもしれない。もしそうであるとすれば、これも伴造―部制下における列しれない。もしそうであるとすれば、これも伴造―部制下における列がが、以前から指摘されているように、仕丁制の源流にはトモ・べ制がが、以前から指摘されているように、仕丁制の源流にはトモ・べ制が

その上にたって律令制導入の意義について考える必要があろう。に編成する基盤が整えられてきていることを評価しなければならず、でに令制以前に地域的な狭隘性を突破して、列島規模で産業を合理的以上述べてきたように、分野によって一律ではないであろうが、す

(2) 宮都の需要と貢納体制の構築

若狭の塩など、 はすでに指摘されている。 先に述べたような歴史的な前提の上にたって、 要を満たすためにさまざまな規制や強制が加えられたものであること 納体制であるが、調庸物が在来の生産物そのものではなく、 応したと考えられているが、 織幅は中央での衣服としての消費を前提に設定されたものであった。 て貢納を強制するという側面を有していた。また調庸布も、その広 そのような調庸の織物生産に関しては、 これまで述べてきたような歴史的前提の上に形成された律令制的貢 ほぼ一国規模で特定物品を集中的に貢納させるのは 海産物で言えば、 その部品が出土するのは七世紀後半から 機台のある地機によって対 安房の鰒、 律令制下の需要に応じ 伊豆の堅魚 国家的需

に行われたようである。
に行われたようである。
に行われたようである。
に行われたようである。
に行われたようである。
に行われたようである。
に行われたようである。
に行われたようである。
に行われたようである。

塩と堅魚に関しても、先に記したように、大量の宮都での需要に対応した輪納体制がしかれた。これは在地需要では必ずしも必要とされたる。いずれにしても在地の生産体制が基礎にあることは間違いないが、律令制的な収取に対応する機構が整えられた側面も軽視すべきでは、ない。

る。 枠組みのなかで収取しようとする姿勢がみられる。それに対して、 せる形がとられた場合もあったが もあれば、 ば、 とする用途に用いられる高級品の収取の体制が整備されたことであ 大量需要に応じるための普通の品の大量収取とは別に、供御をはじめ 面で重視しなければならないのは、 その場合、 方、律令体制の成立によって構築された貢納体制において、 美濃絁や望陀布のような形で、 国家的大量需要に応じる調雑物に対して、 綾のように、 繊維製品では高級品も同じ調として収取された。 技術官人 (後述)、いずれにしても、「調」の (挑文師) 伝統を継承する形で行われる場合 繊維製品・海産物ともに、 を派遣して新たに輸納さ 供御の鮮物を中 国家的 例え 質の 海

。。心に贄という形で分化した収納体制がとられるようになった点が異な

る。

立ての形式がとられたのである。
立ての形式がとられたのである。
立ての形式がとられたのである。
は高級品も一般の品もともに、調庸として個人名が付されて輸納されは高級品も一般の品もともに、調庸として個人名が付されて輸納されよって収取されたのに対して、贄などはそれを記さないで、様々なレよって収取されたのである。

機能を有する繊維製品の収取に表れているのではなかろうか。
しての理念が貫徹していたが、そのなかで、特に繊維製品については、
いう同一名目で徴収される要因となったと推察される。このことを言いう同一名目で徴収される要因となったと推察される。このことを言い換えれば、公民制と表裏一体をなす調庸の本質はやはり現物貨幣的い換えれば、公民制と表裏一体をなす調庸の本質はやはり現物貨幣的い換えれば、公民制と表裏一体をなす調庸の本質はやはり現物貨幣的い換えれば、公民制と表裏一体をなす調庸の本質はやはり出物貨幣的機能を有する繊維製品の収取に表れているのではなかろうか。

が、前記のような広い意味でのそれは、下賜品や禄、布施などに用りのは、官人、役民に至るまでの奉仕と交換される物という性格を付いまでもあったことに注意する必要があり、外国との贈答・交易関係から貴族・官人、役民に至るまでの奉仕と交換される物という性格を付いる。自己のように、調庸にあてられた織物の規格は衣服としての使用価先述のように、調庸にあてられた織物の規格は衣服としての使用価

ある。 いられた調布・絁(絹)ほか、高級品にもその性格が認められるので

二 調庸品目変更記事からみた産業政策

前章では、特定の産物と国・郡などとの間に存在する特別の関係にの制定に至るまでの調庸品目の変更記事を列挙して個々の事情を明らいて考察を加え、その収取の構造的特質を摘出することを試みた。ことができないかということである。そこでまず、大宝令から延喜式ことができないかということである。そこでまず、大宝令から延喜式の制定に至るまでの調庸品目の変更記事を列挙して個々の事情を明らかにした上で、全般的な傾向について述べることにする。

①『続日本紀』大宝三年(七〇三)五月己亥条

令、紀伊国奈我・名草二郡、停、「布調」献、糸、但阿提・飯高・牟

漏三郡、献、銀也、

が知られる。もっともこの記事は、特定の郡の布から糸への変更を規わり、同式の国別規定では、調として一般の糸のほかに出す特別な糸の七種、備中の六種に次いで多く、尾張・出雲・安芸・阿波と同レベの七種、備中の六種に次いで多く、尾張・出雲・安芸・阿波と同レベの七種、備中の六種に次いで多く、尾張・出雲・安芸・阿波と同レベの七種、備中の六種に次いで多く、尾張・出雲・安芸・阿波と同レベの七種、備中の六種に次いで多く、尾張・出雲・安芸・阿波と同レベルである。もっともこの記事は、特定の郡の布から糸への変更を規が知られる。もっともこの記事は、特定の郡の布から糸への変更を規が知られる。もっともこの記事は、特定の郡の布から糸への変更を規が知られる。もっとが知られる。

もしれない。 定したものであり、他の郡ではすでに糸が主要な輪納品であったのか

銀については、新日本古典文学大系本の補注に小葉田淳の見解を引と言えよう。

②同、和銅六年 (七一三) 五月癸酉条

絁・布並進、相模・常陸・上野・武蔵・下野五国輪調、元来是布也、自」今以後、

③同、和銅七年正月甲申条

¸布者、許¸之、 令;;相模・常陸・上野・武蔵・下野五国、始輸;;絁調;、但欲¸輸

国の婦女各二人を陸奥国に遣わして「養□」を教習せしめている記事を否のとができる。和銅七年二月辛丑条に、始めて出羽国に養蚕させ取ることができる。和銅七年二月辛丑条に、始めて出羽国に養蚕させ取ることができる。和銅七年二月辛丑条に、始めて出羽国に養蚕させなることができる。和銅七年二月辛丑条に、始めて出羽国に養蚕させなどあるのも、同じ政策基調によるものと考えられる。このことに関してのちのことであるが、伊勢・参河・相模・近江・丹波・但馬等のしてのちのことであるが、伊勢・参河・相模・近江・丹波・但馬等のしてのちのことであるが、伊勢・参河・相模・近江・丹波・但馬等のしてのちのことであるが、伊勢・参河・相模・近江・丹波・但馬等面とあるが、伊勢・参河・相模・近江・丹波・但馬等面とあるが、伊勢・参河・相模・近江・丹波・但馬等面とあるが、伊勢・参河・相模・近江・丹波・位馬等面といる記事を表している記事といる。

世大系本頭注等が言うように、養□を養蚕と推定できるとすれば、当時の産業政策として、絹織物生産技術の拡大が一貫して追及されていたことが知られる。なお、この②・③とほぼ同じ時期には、『続日本紀』は伊勢・尾張・参河・駿河・伊豆・近江・越前・丹波・但馬・因幡・は伊勢・尾張・参河・駿河・伊豆・近江・越前・丹波・但馬・因幡・伯耆・出雲・播磨・備前・備中・備後・安芸・紀伊・阿波・伊予・讃岐等二一国に綾・錦を織らせた記事があることがよく知られている。これは高級織物であってむしろ産業の高度化を志向するものとして、これは高級織物であってむしろ産業の高度化を志向するものとしてあわばの産業の施と同日に論じることはできないかもしれないが、やはり精織物生産を拡大しようとする産業政策の一端を示すものとしてあわけて評価すべきであろう。

④同、和銅七年二月庚寅条

うという意図より出ていることを重視したい 産業育成政策というよりも、 が注意される。 先の②・③の絁と異なり、 望陀布と並んで一般の布よりも高価な部類に属していた。この記事は、 あり、特に細布の産地として有名であった。価格資料でも上総細布は 前章で述べたように、上総は上質の布の産地で、その種類も豊富で 其長六丈、闊二尺二寸、 上総国言、 輸納の労力の軽減を意図したものであるが、上からの 去」京遙遠、 在地の上総国側の主張に基づいていること 每、丁輸;;二丈,、以;;三人,成、端、許、之、 貢調極重、 従来から当地で産していた物品を活かそ 請、 代二細布一、 頗省;;負担

⑤同、養老元年(七一七)五月丁未条

令…上総・信濃二国、

始貢 施調

ことは容易に理解できる。
えて絁の輪納を拡大させようとする政策は、②・③の延長線上にある絁はみえない。これら諸国からの輪納は布を中心とするが、そこにあ延喜主計式では、上総の調として絁二○○端がみえるが、信濃には

⑥同、養老六年九月庚寅条

始

ずれにしても、八世紀には畿内以外においても調を銭で納める制が行 えられている。 (69) られることが多いが、 われていたことが確かめられる。これは銭貨の回収と結びつけて論じ 一二九頁)などが知られる。伊勢・越前・丹波・播磨等はこの記事に のものに、播磨(同二二―三七頁、同三八―二二頁)、丹波(同三一 三一一二九頁)、同年備前 天平元年(七二九)越前(『平城宮木簡』二—二〇七九号)、同年播磨 亀四年(七二七)伊勢(『平城宮発掘調査出土木簡概報』一四—一三頁)、 合致するが、備前はここにみえず、 大されたのち、 (同二○八○号)、天平一○年播磨(『平城宮発掘調査出土木簡概報 調銭の貢進地域ははじめは京と畿内であり、 九世紀にはほぼ京・畿内に限られるようになったと老 平城京出土の調銭の木簡として、畿内以外では、神 畿外諸国においても、 (同三一一三○頁)などがあり、 のちに追加されたのであろう。い 範囲と時期が限定される この時に畿内周辺に拡 年紀不明

たことも重視すべきであろう。ものの、繊維製品と同じく、交換価値を担う物品の収取が行われてい

⑦同、神亀五年(七二八) 四月辛巳条

伏聴:|天裁|、奏可之、望請、輸_米之重、換;|綿・鉄之軽|、……臣等商量、並依、所、請、庸米八百六十余斛、山川峻遠、運輸大難、人馬並疲、損費極多、太政官奏日、美作国言、部内大庭・真嶋二郡、一年之内、所、輸

先述の④と共通する。
先述の④と共通する。
先述の④と共通する。

8同、天平勝宝四年(七五二)二月丙寅条

以南諸郡、依」旧輸」布、陸奥国調庸者、多賀以北諸郡、令」輸,黄金,、其法、正丁四人一両、

おり、当時の国家の産業政策を如実に反映したものと言える。金にあたって、陸奥から黄金が献上されたことを受けており、臨時の金にあたって、陸奥から黄金が献上されたことを受けており、臨時の金にあたって、陸奥から黄金が献上されたことを受けており、臨時の金にあたって、陸奥から黄金が献上されたことを受けており、臨時の金にあたって、陸奥から黄金が献上されたことを受けており、臨時の金にあた。当時の国家の産業政策を加まれた。

⑨同、神護景雲二年(七六八)三月乙巳条

浦・厚狭等郡、宜」養」蚕、乞停」調銅」、代令」輸」綿、……詔並浦・厚狭等郡、宜」養」蚕、乞停」調銅」、代令」輸」綿、……又長門国豊

許レ之、

山遺跡から出土した木簡に、山遺跡から出土した木簡に、調銅に関しては、大規模な官営銅山であった長門国美祢郡の長登銅

・「<調銅八十五斤枚三」

・「く未選

」(『長登銅山跡出土木簡』四九頁、三七二

号)

あるいは、

「<調銅百七斤枚三」(同五○頁、五五七号)

ば、 に、 であることは上記のような現地の事情を考慮した政策であるととも 出すか否かを決定したのではなかろうか。これが山陽道巡察使の提言 銅が使用されていたので、調銅を停止したと推定される。そうであれ 新日本古典文学大系本の脚注に言うように、豊浦郡の鋳銭司に両郡の して銅を出していた可能性がある。そのようななかで上記二郡のみは、 記事は、豊浦・厚狭の二郡のみの措置であり、美袮郡などは依然調と では少なくとも美袮郡では調として銅を輸していたことになる。 れらの木簡もだいたいその時期のものとすれば、上記記事の前の段階 が知られる。 などと記す○三二型式の付札木簡があり、 鋳銭のような国家的事業の便宜を見据えたものであったことを示 郡によって銅の産出・使用状況や輸送の便宜等を考えて、 長登銅山の木簡は郷里制施行期のものと考えられ、こ 調銅が貢進されていたこと

□『日本後紀』延暦一五年(七九六)一一月庚子(一三日)条の『日本後紀』延暦一五年(七九六)一一月庚子(一三日)条

貢進されていたことを示している。 電進されていたことを示している。 「関聚三代格」では同日の太政官符として採られている。備前国が鉄・鉄が でいた事情は明らかでないが、この時、絹または糸の輪納に変えられ たことを示す。平城宮木簡に「備前国赤坂郡周迊郷調鍬十口〈天平十 たことを示す。平城宮木簡に「備前国赤坂郡周迊郷調鍬十口〈天平十 たことを示す。平城宮木簡に「備前国赤坂郡周近郷調鍬十口〈天平十 たことを示す。平城宮木簡に「備前国赤坂郡周近郷調鍬十口〈天平十 でいた事情は明らかでないが、この時、絹または糸の輪納に変えられ の産出がなかったにもかかわらず、それが調として資納を強制され の産出がなかったにもかかわらず、それが調として資納を強制され の産出がなかったにもかかわらず、それが調として資納を強制され

る段階では実際に鍬・鉄を産する場合があったのか不明である。とを示す。上記の木簡がその比国交易の実例か、あるいは八世紀のあれる。備前国ではこれを当国内ではなく比国との間で行われたことを示す。上記の木簡がその比国交易などの形で荷造りされたと考えられ納者から出された代物による交易などの形で荷造りされたと考えられ納者から出された代物による交易などの形で荷造りされたと考えられれるのは、そのような調の貢納にあたって比国かこの記事で注目されるのは、そのような調の貢納にあたって比国かる段階では実際に鍬・鉄を産する場合があったのか不明である。

える。という表現が用いられていることから、絹の輪納を優先する意図が窺という表現が用いられていることから、絹の輪納を優先する意図が窺るおこの時、代わって出すようになったものとして、「非」絹則糸」

①同、延暦二三年一一月壬午条

筑前国志麻郡、

一自」今以後、停 ┐止綿調 , 、以令」輸

⑫同、延暦二四年六月丁未条

伊予等十一国、停¸進□彩帛」、依¸旧貢¸絹、近江・丹波・丹後・但馬・播磨・美作・備前・備後・紀伊・阿波

彩帛は、延喜主計式によれば、正数を記して特別に輪納される調物として規定されており、ここにみえる国では、備前・備後・阿波以外として規定されており、ここにみえる国では、備前・備後・阿波以外として規定されており、ここにみえる国では、備前・備後・阿波以外として規定されており、ここにみえる国では、備前・備後・阿波以外をして規定されており、ここにみえる国では、備前・備後・阿波以外をして規定されており、ここにみえる国では、備前・備後・阿波以外として規定されており、ここにみえる国では、備前・備後・阿波以外として規定されており、ここにみえる国では、延喜式の規定が延暦に対して特別に輪納される調物を指したと考えた方がよいかもしれない。

⑬同、延暦二四年一二月壬寅(七日)条

三谿・三次等八郡調糸、相 「換鍬・鉄」、……許」之、公卿奏議曰、……又備後国神石・奴可・三上・恵蘇・甲奴・世羅

もある(『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二―三八頁)。 なお、奈良時代の備後国の調鉄の荷札には、本条にない沼隈郡のもの たものと解される(訳注日本史料 えるので、延暦の制は絹・糸を従来からあった鉄・鍬の貢納に統一し の鍬または鉄(『平城宮発掘調査出土木簡概報』一七―一五頁) る三上郡の調鍬(『平城宮木簡』 一―三一三~三一五号)、神石郡の調 いていたことが知られる。一方、平城宮木簡には、 年の間、 じ八郡が鉄を採っていたことが記されており、 わかる。『日本三代実録』貞観七年(八六五)八月一七日条には、 糸」令や輸」鉄」とあり、 類聚三代格』では、「而前件八郡」 毎年四郡の課役を復することがみえ、採鉱が産業として根づ 所」輸絹糸、 以前から国司が変更を申し入れていたことが 営求多」苦、 『延喜式』 因」茲承前国司、 僻居 中 山間、 連年「旱疾」により四 補注一四三六頁)。 本条に記す郡であ 土宜採」鉄、不 **屢請⊢停** がみ 司 _絹

(14) 『類聚国史』弘仁七年(八一六)八月癸丑条

減になるが、 ように産鉄地では、輸送などの条件により、米よりも鉄の方が負担軽 とに輸納品が定められていたことが知られる。 備中国の庸として白木韓櫃のほかは米と鉄が挙げられているが、郡ご 郡の庸を米でなく鉄で出すことを認めたものである。延喜主計式では これは、玄賓法師生存中のみの一時的特例措置として、備中国哲多 法師存生之時間、 勅、玄賓法師、 政府としては庸は米で収取するのを優先したらしいこと 住||備中国哲多郡|、苦行日久、 彼郡庸者、 停」米進」鉄、以省 なお、先に⑦で述べた ||民費||、 利益可以称、 宜

が、このような限定的措置に表れていると言える。

(15) 「河海抄」 太政官符 卷一二所引天長八年(八三一)四月二二日太政官符 民部省

応∭貢調緋絁卅疋相 ∏博橡絹

事

之事、 右、 |越前国調緋而橡橡令」貢者、宜||承知、 対解、 被二大納言正三位兼行左近衛大将民部卿清原真人夏野宣二、 待::後府: 諸国所」貢調物緋多橡少、至,,于充用,、或致,,闕乏,、 依」宣施行一、 但復レ旧

宜 奉

天長八年四月廿二日

国の調の輸納が、 などに載せられていなくても、 命じられていたことが知られ、このような変更は、六国史や三代の格 めから橡染めへという、ある意味で細かな変更が、太政官符によって 橡絹はみえないが、緋帛二○疋、橡帛二五疋が規定されている。 後の符を待てとの命令が出された。延喜主計式には、 前国は緋絁をやめて橡絹で貢納させることになり、旧に復することは 納される調物として緋が多く橡が少ないという状況が問題とされ、越 引用された『天長格抄』の逸文である。それによれば、諸国から貢 フレキシブルな側面を窺うことができて貴重である。 この史料は南北朝時代の 中央の需要に応じて細かな調整がなされる、意外に 『源氏物語』 他にも行われていた可能性がある。諸 注釈書に「天長格日」として 越前国の緋絁 緋染

(16) 『続日本後紀』 承和二年 (八三五) 五月癸酉条

来色することが規定されている。 本政官処分、伊賀・尾張・出雲・美作・備前・備中・備後・安芸・ な政官処分、伊賀・尾張・出雲・美作・備前・備中・強震・ な政官処分、伊賀・尾張・出雲・美作・備前・備中・強芸・ な政官処分、伊賀・尾張・出雲・美作・備前・備中・強震・ な政官処分、伊賀・尾張・出雲・美作・備前・備中・備後・安芸・ な政官処分、伊賀・尾張・出雲・美作・備前・備中・備後・安芸・ な政官処分、伊賀・尾張・出雲・美作・備前・備中・備後・安芸・

⑰ 『日本三代実録』 元慶元年(八七七)七月一九日条

仍以||比郡絹||相博貢、主基卜食備中国都宇郡、年貢調物例輸鍬銭、不៉ৢ中||大嘗会用途||、

になると思われるので掲げた。で調の品目が調整されている例として、他の例を考える場合にも参考変更記事と性格を異にするが、特定用途にあわせて、一国内の郡の間郡の絹と相博して進めさせたことを記している。これは他の調庸品目主基国の備中国都宇郡の調の鍬・銭が大嘗会用途にあたらず、比

(8)同、元慶六年二月二八日条

尾張両国之例,也、但馬国年貢綾一疋之代、進,,生絹二疋,、限以,,二年,、准,,伊勢・

え、技術伝習の困難や国家財政の逼迫などにより、地方に一方的に導この例について、栄原永遠男は国衙工房における綾生産の衰退と捉

尾張とともに調として綾を出すことになっている。言えないとする見解もある。因に、延喜主計式では、但馬は伊勢・ことなどから、必ずしも地方での高級織物生産が根づかなかったとはていったことを論じている。一方で、これが期限つき措置であった入された生産が根づかず、中央の織部司で集中生産される体制になっ

⑩同、元慶八年五月一日条

春夏連雨、蚕養不ゝ利、作綿是乏、輸貢可」闕、望相換進」之、太大宰府年貢綿十万屯、其内二万屯、以」絹相博進」之、彼府申請、

政官処分、依」請焉

ていたことがわかる。

中の生産事情によるものであり、いずれにしても柔軟な対応が行われ、の生産事情によるものであり、いずれにしても柔軟な対応が行われるが、生性格をやや異にする。臨時的措置であったと思われるが、先に記事と性格をやや異にする。臨時的措置であったと思われるが、先に記事と性格をやや異にする。臨時的措置であったと思われるが、先に

以上、品目変更記事の物品に注目すれば、鉱産物と繊維製品が多い以上、品目変更記事の物品に注目すれば、鉱産物が繊維製品と代替関係にあったことが品目変更記事から窺えることが知られる。後者については当時の調庸の中心をなす輸納物であいと、品目変更記事の物品に注目すれば、鉱産物と繊維製品が多い以上、品目変更記事の物品に注目すれば、鉱産物と繊維製品が多い

繊維製品のなかでは、②・③・⑤のところで述べたように、絹織物

の生産を拡大しようとする意図が一貫して認められる。このことに関して大津透も、繊維製品について、より高級な種類の納入が求められたことが考えられる。国家的需要に応じて、当初は絁生産の拡大が中たことが考えられる。国家的需要に応じて、当初は絁生産の拡大が中たことが考えられる。国家的需要に応じて、当初は絁生産の拡大が中心であったが、高級織物も含めて、蚕糸織物の生産基盤の整備が目指されたのではなかろうか。

ある。 変更とも通じる側面をもつものと評価できよう。 の点で、⑮で示されている、越前国における緋絁から橡絹への一時的 ながら、諸国の生産・加工のあり方に介入する政府の姿勢である。そ 記事から読み取るべきは、現地の事情と中央での生産や消費を考慮し どうかは意見が分かれるであろう。しかし、いずれにしてもこれらの との関係に問題が残り、変更が一時的であったことも考慮する必要が ることもあわせて注意したい。但し、 うな特別な加工や技術を要する製品を地方に課さない方向が現れてい 方で、 したがってこれらの記事から在地での高級品生産が衰退したか 九世紀に入ると、彩帛 (⑫) や練糸 先に記したように、延喜式規定 (値)、綾 <u>18</u> のよ

史料があって、政府は地方の鉱物資源の情報に積極的に対応しておする鉱産資源については、在地の銅工集団と中央との結びつきを示すれに対する政府の関心のあり方を反映していると言える。銅を中心とか。(⑧)・銀(①)・銅(⑨)・鉄(⑦・⑩・⑪・⑬・⑭・⑰)など

88、り、調の品目変更もそのような政府の姿勢と軌を一にするものである。り、調の品目変更もそのような政府の姿勢と軌を一にするものである。 り、調の品目変更もそのような政府の姿勢と軌を一にするものである。 もしれない。

でも、 事が中央の主体的判断であるように記されているような場合でも、 対応したもの(⑮)であるのに対して、在地側から出された要望が によって分かれる。政府側によって主体的になされたものが、 際には国司からの申請をもとにしていたことがわかる例があるので を活かす方向で申し出られていること 輸納などの便宜も考慮して、当地の生産の実態をふまえて在来の産物 拡大を意図したものであったり (②・③)、中央での需要のあり方に の側の意図とが結びついて行われたものであるが、どちらが主体的 (13) 変更の意図という点では、いずれの変更も中央政府側の意図と在 勅のように中央の意志を示す形式で示されている⑩のような例 在地の申請をふまえて出された可能性がある。 (④·⑦) がわかる。 国史の記 生産の

このことと関連して想起されるのは、注(5)に記した遠江国山香郡(1)・⑮・⑱)と、特定の郡を指定して行われる場合(①・⑦・⑱・⑲・⑰)がある。後者のうち、⑨・⑰のところで述べたように、一国内の郡の間で品目の調整が行われたと思われる例がある。このようなことは、史料には現れないが、他にも存在すると考えられる。このようなことは、史料には現れないが、他にも存在すると考えられる。

たことが、当時の産業構造における国・郡の位置づけを考える場合重つ、実際の運用の面では、国のなかの郡単位に調整される場合があったことが、他に、長門国大津・阿武郡の浮浪人の調を銅・鉛の採掘料にあてること、及び讃岐国阿野郡が熬塩を出すことなどにみられるが、いずにしても、調庸が大きくは「国」を単位として枠組みが設定されつれにしても、調庸が大きくは「国」を単位として枠組みが設定されつれにしても、調庸が大きくは「国」を単位として枠組みが設定されつれにしても、調庸が大きくは「国」を単位として枠組みが設定されるが、いずにしても、調査が、当時の産業構造における国・郡の位置づけを考える場合重たことが、当時の産業構造における国・郡の位置づけを考える場合重ないう新たに建てられた郡の調庸品目が延喜主計式の国別規定に特にという新たに建てられた郡の調庸品目が延喜主計式の国別規定に特にという新たに建てられた郡の調用品目が延喜主計式の国別規定に特に

要であろう。

から貢納してきた物を一方的に受け取るだけの存在ではなかったと考 側面も有していたこととあわせて評価すべきであり、中央政府は在地 く受け継ぐ一方で、 したように、律令制下の収取が以前の部民制・国造制下の収取を色濃 の一端が現れている面も無視できないであろう。このことは前章で示 間にたって両者を結ぶ視点をそれなりに有しており、そこに産業政策 察してきたことによると、 なかに政府の意図を読み取る試みもなされてよいと思われる。以上考 確かにそういう解釈も可能であるが、史料が少なくても、変更記事の 質は延喜式まで基本的に変わらなかったとする見解が出されている。産物の一方的貢納制こそ調制の最大の特色とされ、このような調の本 定性に注目し、 最後に、品目変更記事が比較的少ないことに関して、調の品目の固 国造制下の貢納から律令制下に受け継がれた、 中央での需要に規定されて在地の生産に介入する 当時の政府は中央の需要と在地の産業との 地域特

むすびにかえて

る(86) あり、 のであったことが指摘されている。菱田によれば、七世紀後半の官 て、 によれば、生産体制の地域的な相違は、中央豪族と地方豪族の力関係 る製糸工程と製織工程の高度な分業が行われるようになる動きなどが された手工業センターを設ける動きや、織物生産で明らかにされてい 衙成立の時期にみられる手工業生産の変化として、鉄と須恵器が複合 生産の条件整備段階から強く関与して各種産業を育成しようとするも 利用計画の政策の結果によるものとされる。そして律令制の特質とし や生産体制の発達度の違いから生じるのではなく、 ら論じたものとして、宇野隆夫と菱田哲郎の研究が重要である。 きなかった。この点で、考古学から律令国家の産業政策を広い視野か 述べたように、この方法では中央との関係をもたない産業が捨象され 体像を描くことに努めたつもりである。ただ、大きな問題は、最初に 察を加えた。取り上げた物品はごく一部に偏っているが、 得るために、中央への貢納物が収取される構造を令制以前に遡って考 う考古学が有効であるが、それによる全般的な考察については言及で てしまう点である。これについては、文献史料に残りにくいモノを扱 本稿では、律令制の産業構造や産業政策を考えるための手がかりを 生産の結果としての製品の収取や徴税に力点を置くのではなく、 手工業生産の再編が官衙の創出と対応するものとして捉えられ 列島規模での国土 なるべく全

これらの指摘と本稿で明らかにしたこととの関係をどのように考え

ねばならないであろう。 ける政策的意図を読み取り、それらが構造的にどのように結びついて 関を明らかにすることは不十分に終わったが、各地の産業の展開にお てその意義がより鮮明になるのではなかろうか。本稿では両側面の連 れが政策的意図のもとに編成される側面もあわせて考えることによっ る。もちろん本稿でも述べたように連続性の側面は重要であるが、そ 上記のような側面からの考察は比較的手薄であったように感じられ 究では、どちらかと言えば律令制以前からの連続性に注目が集まり、 図の影響を受けていたことは確実であろう。これまでの文献史学の研 中央集権的領域・組織の形成とともに、 ればよいかは今後の課題であるが、 たかを明らかにすることは、 今後も文献・考古の両面から進められ 律令制下の産業が、 大なり小なり国家の政策的意 国・郡という

注

- $\widehat{1}$ 繊維製品価格全体を扱った先行研究として、 個々の史料に即して考察したい。 な傾向も指摘されているが、本稿では国別の要素も考慮して 細布や望陀布が高価であることなど、品種による価格の全般的 代の蚕糸業に関して(Ⅱ)繭糸製品の価格」(『布目順郎著作集』 桂書房、 一九九九年、 初出一九五七年) があり、後述する 布目順郎 「奈良時
- 2 四丈二尺・広さ二尺四寸であるのに対して、 一端の規格は、延喜主計式(上)によれば、 二尺・広さ二尺八寸でやや幅が広い。 一般に、 望陀布は長さ四丈 調布と細布は長さ これらの規格は、

- 条古記所引)に遡ると考えられている。 養老元年(七一七)一二月二日格制 (『令集解』 賦役令調絹
- 3 紀』)に遡ると考えられている。 尺九寸であり、 一疋の規格は、 延喜主計式(上)によれば、 この規格は養老三年五月二三日の制 長さ六丈・広さ一 (『続日本

庸

5 4 九九五年) 場合の指定のあり方が現れていて興味深い。 史大系本・神道大系本底本)頭注にみえるが、それに伴う記載 歷史民俗博物館土御門本 断っている。当郡が磐田郡より元慶五年(八八一)一〇月五日 主計式によれば、遠江国から一般に出される調は絹、 中古代社会の研究』高志書院、二〇〇二年、 注記・勘物の性格については、 たに成立した郡の調庸物について、 喜に比較的近い時点での分郡ゆえの特殊例かもしれないが、 であると考えられる。当郡の所出物が特に注記されたのは、 に分郡したことは、延喜民部式(上)東海道条・遠江国の国立 あるが、山香郡のみは、調・庸ともに布を出すことをわざわざ れていたと考えられる(木本秀樹「綿の数量「屯」について」『越 は奈良時代に遡り、調綿は小一二両、庸綿は小一六両で計算さ 綿は大五両二分 一屯の規格は、延喜主計式(上)によれば、 (門脇禎二編 (西海道は五両)であるが、 『日本古代国家の展開』 (訳注日本史料本底本):享保版本 田島公「土御門本『延喜式』 一国規模での規定と異なる 下 なお、 初出一九七八年)。 基本的にはこれら 調綿は大四 思文閣出版 土御門 庸は糸で 両 一覚 **国**

新 延

- (6) 前掲注(5)参照。
- たものがある。 一節(初出一九九三・一九九四年)参照。文書名もそれによっ一節(初出一九九三・一九九四年)参照。文書名もそれによっ経所文書の基礎的研究』(吉川弘文館、二○○二年)第一章第(7)以下、天平宝字二年の写経関係文書については、山本幸男『写
- 二三六)も参照。 二三六)も参照。
- も参照。 推定される「布施可給経師等注文」(一四―一八五~一八七)推定される「布施可給経師等注文」(一四―一八五~一八七)、同年のものと
- 年)参照。(『日本建築史の研究』綜芸舎、一九八〇年復刻、初出一九三二(『日本建築史の研究』綜芸舎、一九八〇年復刻、初出一九三二(10) 当文書については、福山敏男「奈良時代に於ける法華寺の造営」
- 参照。 東国の調庸と農民』岩田書院、二〇一四年、初出一九九四年)東国の調庸と農民』岩田書院、二〇一四年、初出一九九四年)
- 令時代の交易」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三『大日本古文書』では「造石山院所解」とするが、吉田孝「律では一端五六○文とし、この方が総額と合う。なおこの文書は(13) この部分に相当する「請用銭并売綿価解案」(一六─一三三)

、初出一九六五年)三二二~三二四頁参照。

- 七五年)二八八~二八九頁。(4) 布目「正倉院の繊維類について」(前掲注(1)書、初出一九
- 塙書房、一九九二年、初出一九八二年)。
 (15) 栄原「技術における地方と中央」(『奈良時代流通経済史の研究
- (16) 布目前揭注(14) 論文二六八頁。
- 白絹」(『安城市史研究』七、二〇〇六年)を参照。(17) 参河の白絁(絹)については、西宮秀紀「古代参河国と犬頭糸
- 并残銭注文」(一四─五一)参照。綿等沽却銭用注文」(一四─六二)、一○月の「安都雄足報納銭にの価格で実際に売却されていたことは、同月の「奉写経所庸の」同月の「東寺写経所解案」(一四─二九~四五)も参照。なお、
- (20) 調の長絹は延喜主計式(上)によれば長さ七丈五尺・広さ一尺 、一匹力 、一工力 、一工力

- 21 二〇〇〇年、 早川「古代美濃の手工業」(『日本古代の財政制度』名著刊行会、 初出一九七一年)。
- $\widehat{22}$ 早川前掲注 (21) 論文。
- $\widehat{23}$ 神調祭祀については、佐々田悠「律令国家の地方祭祀構造」(『日

本史研究』五一六、二〇〇五年)

- 24 書店、 大津 「律令収取制度の特質」(『律令国家支配構造の研究』 一九九三年、 初出一九八九年) 一六九頁。 岩波
- 25 宮原前揭注 (11) 論文。
- 26 佐藤「古代安房国と木簡」(『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文 の伝承と鰒・布の貢納のあり方との関係については、 「安房国の荷札について」(『古代木簡の基礎的研究』塙書房、 一九九三年、 一九九七年、 初出一九九二年)も参照。 初出一九九三年)。『高橋氏文』・『古語拾遺』 なお、 南海道の阿波国 鬼頭清明
- 那賀潜女らの奉仕が規定されている。潜女については後述参照。 那賀郡(海産物中心)の陸海の産物の二重構造がみられ、忌部・ (陸の産物中心)・

巻二践祚大嘗祭儀(上)によれば、

麻殖郡

でも、神に供する由加物について、延喜践祚大嘗祭式・『儀式』

- 27 亀谷「安房国の木簡と古代氏族」(『古代木簡と地域社会の研究 校倉書房、二〇一一年、 初出二〇一〇年)。
- 28 大津前揭注 五年) 九五頁。 (『古代東国史の基礎的研究』 24 論文一六六頁、川尻秋生「古代安房国の特質」 | 塙書房、二〇〇三年、 初出一九九
- 29 大平聡「白綿一千斤」(『古代史研究』二、一九八四年)、 布目

- 順郎「古代越中国の白牒綿について」(前掲注 九九二・一九九三年)。 1 書、 初出
- 30 銘二題」(『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、 『正倉院宝物銘文集成』 第三編六六~七一。 東野治之「調墨書 一九七七年、 初

出一九七六年)。

- 31 銘文集成』 但し、正倉院には越中の調として狭絁がみえる(『正倉院宝物 第三編七二)。
- 32 布目前揭注(29)論文三七九~三八〇頁
- 33 この石見調綿をさすと考えられる。 総額記載と合わないが、単価記載による。 所解案」(一四―二九~四五)に、 調綿七〇文の記載があるが 同年九月「東寺写経
- 34 横田拓実「天平宝字六年における造東大寺司写経所の財政」(『史 学雑誌』七二一九、一九六三年)。
- 35 吉川真司「税の貢進」(平川南他編『文字と古代日本』三、 吉

川弘文館、二〇〇五年)三六頁。

- 36 三上「律令国家と現物貨幣」(『日本古代の貨幣と社会』 文館、二〇〇五年、 初出一九九七年)。 吉川弘
- 37 吉川「古代但馬の繊維生産と流通」(『但馬史研究』二三、二〇
- 一九五四年、 初出一九四九年)。

渋沢「延喜式内水産神饌に関する考察若干」(『祭魚洞襍考』岡

38

〇〇年)。

39 房 佐々木虔一「古代王権と貢納」(『古代東国社会と交通』校倉書 九九五年、 初出一九九四年)。

- 八九年)Ⅳ—二参照。 (40) 鰒の名称については、矢野憲一『鮑』(法政大学出版局、一九
- 代国家の展開』上、思文閣出版、一九九五年)。(41) 狩野「古代における鰒の収取について」(門脇禎二編『日本古
- (42) 宮原「東鰒と隠岐鰒」(前掲注(11)書、初出二〇〇〇年)。
- (43) 川尻秋生前掲注(28) 論文。
- 三三、塙書房、二〇一二年)。(4) 市大樹「御食国志摩の荷札と大伴家持の作歌」(『萬葉集研究』
- (45) 彌永「古代志摩国とその条里」(『日本古代社会経済史研究』岩
- 初出二〇〇六年)。(46) 亀谷「伊豆国の堅魚貢進と伊豆三嶋神社」(前掲注(27)書、
- 道交通史の研究』清文堂出版、一九九六年)。(47) 仁藤「駿河・伊豆の堅魚貢進」(静岡県地域史研究会編『東海

48

堝形土器は、 成立の六八〇年からほどなく出現し、 魚と堝形土器・覚え書き」〔『沼津市博物館紀要』一四、 資料館紀要』 出されている うち半分以上の五二軒の住居址から出土したほか、 ○年〕など)。 遺跡などでも検出され、 に姿を消すものとみ、 沼津市藤井原遺跡で発見された九七軒の住居址の 四、 (瀬川裕市郎「藤井原の大鉢」〔『沼津市歴史民俗 橋口尚武は、 一九八〇年〕、瀬川裕市郎・小池裕子 分布域が地域的に限定されていることか 堅魚を煮るのに用いられたとの見解が この土器の時期について、 伊豆諸島では九世紀初め 同市御幸町 伊豆国 一九九 「煮堅

- 教示を得た。記して感謝の意を表したい。 教示を得た。記して感謝の意を表したい。 教示を得た。記して感謝の意を表したい。 教示を得た。記して感謝の意を表したい。
- 岡県史研究』一二、一九九六年)。(49) 仁藤前掲注(47)論文、及び「伊豆国の成立とその特殊性」(『静
- (5) 狩野「御食国と膳氏」『日本古代の国家と都城』(東京大学出版
- 頁。(51)『若狭大飯』(同志社大学文学部、一九六六年)一四八~一五二(51)
- 著出版、一九九六年)。(52) 舘野「若狭の調と贄」(小林昌二編『古代王権と交流』三、名
- 館、一九九八年、初出一九八五年)二二九~二三〇頁。(53) 森公章「耽羅方脯考」(『古代日本の対外認識と通交』吉川弘文
- 木簡の研究』塙書房、一九八三年、初出一九八〇年)。(54) 東野治之「正倉院武器中の下野国箭刻銘について」(『日本古代
- (55) 今津勝紀「律令調制の構造とその歴史的前提」(『日本古代の税

制と社会』塙書房、二〇一二年、初出一九九二年)。

- 初出一九九五年)を参照。 大津透「貢納と祭祀」(『古代の天皇制』岩波書店、一九九九年、(56) これらのほか、律令国家祭祀と調庸の貢納との関係については、
- (57) 笹川「船木氏小論」(『地方史研究』六三一、二〇一三年)。 なお、特定の地名と関係する船は、ほかにも『万葉集』にみられる。「熊野」(巻六―九四四・一〇三三、巻一二―三一七二)、 四三、巻一二―三一七三)などを冠するものがそれである。これらの地名はおそらく船の建造地、ないしその地特有の様式を示すものであろうが、『先代旧事本紀』国造本紀などにみえる一致する伊豆はしばらく措くとしても(伊豆国造と伊豆国の成立」 藤敦史は令制下の新国造とみるが〔「伊豆国造と伊豆国の成立」

四、二〇一一年)。 四、二〇十一年)。

史的関係を反映しているのかもしれない。

い国造名を称する船があることは、

九九七年])、熊野・松浦

(末羅) という、令制国とは重ならな

あるいは国造制と船との歴

考」佐伯有清編『日本古代中世の政治と文化』吉川弘文館、

篠川賢は孝徳朝以前から存在した旧国造とする〔「伊豆国造小千葉歴史学会編『古代国家と東国社会』高科書店、一九九四年〕、

(5) 仕丁の資養のあり方については、拙著『日本古代労働力編成の

- 四年)参照。四年)参照。
- (60) 狩野久「律令財政の機構」(前掲注(50)書、初出一九七六年
- 八年)七五〜七六頁。 一九六四年)、『日本染織発達史(改訂版)』(田畑書店、一九六(61) 角山幸洋「写経事業従事者の衣料について」(『南都仏教』一五、
- (6) 東村純子 『考古学からみた古代日本の紡織』(六一書房、二

一一年) 九六・一三八頁(初出二〇〇九・二〇〇四年)。

- (35)論文)。 (35)論文)。 (36) 吉川真司は、布・塩の生産・徴税について、分業・代納と集団
- 研究』二一、一九九九年)参照。 味については、拙稿「長屋王家の経済基盤と荷札木簡」(『木簡(4) このような調庸とそれ以外の輸納物の記載様式の違いのもつ意
- た意味については、今津勝紀「古代税制の「郷土所出」主義」(前(66) 調庸布が国家的に創出された現物貨幣として収取・再分配され

掲注(5)書、初出一九九三・一九九八年)参照

- (67) 前揭注(59) 拙著第五章第二節参照。
- (6) 奈良国立文化財研究所編『平城宮木簡』二解説(真陽社、一九
- (70) 佐々木茂楨「陸奥国小田郡の産金とその意義」(高橋富雄編『東
- と古代日本』三、吉川弘文館、二○○五年)二五四~二五五頁。(71) 橋本義則「銅の生産・消費の現場と木簡」(平川南他編『文字
- 簡の研究』吉川弘文館、一九九八年、初出一九七八年)八九頁。二〇八~二〇九頁、今泉隆雄「貢進物付札の諸問題」(『古代木(72) 狩野久「律令制収奪と人民」(前掲注(50)書、初出一九六八年)
- (73) 天理図書館善本叢書・和書之部『日本後紀』(八木書店、一九
- (4) 福岡市教育委員会編『元岡・桑原遺跡群』四(二〇〇五年)四
- 書房、二〇一六年)第五章四(初出二〇〇三年)参照。(75) 以上の点については、森明彦『日本古代貨幣制度史の研究』(塙
- 原本一九四〇年)一七五~一七六頁、宮城栄昌『延喜式の研究』(76) 当該史料は、『(新訂増補)国書逸文』(国書刊行会、一九九五年、

二(八木書店、一九八五年)一一五~一一六頁による。が、天理図書館善本叢書・和書之部『河海抄(伝兼良筆本)』一九七三年、初版一九五八年)一七八頁などに載せられている曹事類と天長格抄」(『(増補)上代史籍の研究』下、吉川弘文館、史料篇(大修館書店、一九五五年)六三一頁、岩橋小彌太「官史料篇(大修館書店、一九五五年)六三一頁、岩橋小彌太「官

- (77) 『天長格抄』は、『日本後紀』編纂の際に捨てることが惜しまれ(77) 『天長格抄』は、『日本古代の格と資財帳』吉川弘文館、二における格の特質」『日本古代の格と資財帳』吉川弘文館、二における格の特質」『日本古代の格と資財帳』吉川弘文館、二における格の特質」『日本後紀』編纂の際に捨てることが惜しまれ
- (78) あるいは「鐡」の誤写か。森前掲注(75)参照。
- (79) 栄原前掲注(15) 論文。
- 苑』四三、一九九八年)。 岩田敦子「日本古代における高級織物生産について」(『寧楽史
- (81) 大津前掲注(24)論文一六八頁。
- (82) 栄原前掲注 (5) 論文。
- (83) 栄原前掲注(15)論文。
- (84) 大津前掲注(24)論文一六八~一七一頁。
- ○○七年) 一六七頁。菱田『古代日本 国家形成の考古学』(京都大学学術出版会、

86

(付記)

本稿は、日本学術振興会科学研究費・基盤研究(C)「日本古代の本稿は、日本学術振興会科学研究費・基盤研究(C)「日本古代の上スを参照した。

(二〇一六年九月二十七日受理)

(くしき よしのり 文学部歴史学科教授)